

袋井市教育委員会 会議録（要旨）

会 議 名	令和3年10月 袋井市教育委員会 定例会
招 集 日 時	令和3年10月29日(金)午後1時30分
会 議 時 間	午後1時30分から午後3時30分まで（2時間00分）
場 所	教育会館3階 ICT研修室
出 席 者	鈴木一吉 教育長 上原富夫 委員 大谷純應 委員 瀬川香織 委員 鈴木万里子 委員 (計：5人)
欠 席 者	無し
傍 聴 者	無し
当局出席者	城内 優 教育部長 山本裕祥 教育監 長谷川修一 教育企画課長 小鷹義晴 おいしい給食課長 大庭英男 すこやか子ども課長 加藤邦夫 育ちの森所長 神田明治 学校教育課長 村田秀明 生涯学習課長 山本義孝 歴史文化館長 内野江梨子 袋井図書館長 山本 浩 教育企画課長補佐 北出 崇 教育企画課幼小中一貫教育推進室主任主査 (計：12人) (合計：17人)
会議に付した 事 件	別紙「令和3年10月 袋井市教育委員会定例会 議事日程」の とおり

令和3年10月 袋井市教育委員会定例会 日程

日時：令和3年10月29日(水)
午後1時30分開会
場所：教育会館3階ICT研修室

会 議 日 程

日程第1 開 会

日程第2 会議録署名委員の指名

日程第3 会議録の承認

日程第4 教育長報告

日程第5 教育部月例事業報告

日程第6 議 事（会議に付すべき事件）

（1）議決事項

議第11号 袋井市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則等の制定について

議第12号 袋井市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

（2）協議事項

協第10号 袋井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

協第11号 袋井市月見の里学遊館条例の一部改正について

協第12号 袋井市メロープラザ条例の一部改正について

協第13号 教育委員会会議へのオンラインによる参加について

（3）報告事項

報第85号 「子育てセンターにじいろ」の施設整備の進捗状況等について

報第86号 令和4年成人式の開催について

報第87号 三浦環関連事業について

報第88号 令和3年度静岡理工科大学市民体験入学の開催結果について

報第89号 袋井市子ども・子育て会議委員の委嘱又は任命について

報第90号 袋井市立幼稚園薬剤師の解嘱又は委嘱について

報第91号 袋井市社会教育委員の解嘱又は委嘱について

日程第7 その他

(1) 連絡事項

- ア SHIZUOKA 理工科大学学食での学校給食メニューの提供について
- イ 障がい者アート「風を創るひとたち展」の開催について
- ウ 令和4年度当初予算編成について

(2) 次回定例会等の予定について

11月教育委員会定例会

11月11日(木)午後1時30分～ 袋井西コミュニティセンター会議室A

(3) その他

日程第8 閉会

1 開会

●鈴木教育長

ただ今から、令和3年10月袋井市教育委員会定例会を開会いたします。
議事がスムーズに進行できますよう、御協力をお願いいたします。

2 会議録署名委員の指名

●鈴木教育長

袋井市教育委員会会議規則第16条第2項の規定に基づき、大谷委員及び鈴木委員を指名いたします。

3 会議録の承認

●鈴木教育長

9月定例会の会議録について承認されています。

4 教育長の報告

●主な報告事項

令和4年度当初予算編成について
その他は資料のとおり

5 教育部月例事業報告

●おいしい給食課

- ・袋井南小2年生さつまいも収穫体験

(10月4日)

- ・袋井南小2年生さつまいも収穫体験 (10月11日)
- ・浅羽南小1年生さつまいも収穫体験 (10月14日)
- ・袋井南小2年生さつまいも収穫体験 (10月18日)
- ・静岡理工科大学学食での学校給食メニュー提供 (11月1日～5日)

●学校教育課

- ・英検チャレンジ (10月2日)
- ・定例校長会 (10月4日)
- ・支援員研修会 (10月20日)
- ・漢字検定 (11月5日)

●すこやか子ども課

- ・第2回放課後児童クラブ支援員等研修会 (10月5日)
- ・資質向上研修 (10月21日、27日)

●育ちの森

- ・はぐ茶会(保護者会) (10月27日)
- ・子ども理解講座(オンライン配信) (10月12日～11月25日)

●生涯学習課

- ・月見の里学遊館運営協議会 (10月12日)
- ・メロープラザ運営協議会 (10月19日)
- ・静岡市立長田東小学校「修学旅行」対応(宇刈里山公園化石見学) (10月26日)
- ・コミセンDEお理工塾 (10月30日)
- ・第2回袋井市社会教育員会 (11月11日)

6 議事

【議決事項】

議第11号 袋井市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則等の制定について

●教育企画課長

本件については、昨年度より市民からの各種申請等、行政手続きの簡素化による申請者の負担軽減と行政手続きのデジタル化の推進を図るために、段階的に行政手続きにおける押印の廃止を推進してきており、昨年度は主に市民が行う申請者側の行政手続きの見直しを行い、これまでに市全体で933件、教育委員会では91件の押印を廃止しました。今後は行政手続きのデジタル化とあわせて職員の業務の効率化を図るため、市が発行する文書等への押印について、許認可の行政処分に関する文書、その他重要な文書以外の文書については、市の方針として原則公印を押印しないこととしたことから、教育委員会としても押印の廃止に伴う所定の見直しを行うこととしたものであります。

今回の見直しに伴い制定する例規は2つでありまして、「袋井市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則」と「袋井市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特

例に関する告示」で、様々な申請書等については、規則や告示、要綱で定められておりますので、押印の義務付けを適用しない特例を制定することで、押印しなくてもよいということになります。

2 ページの規則をご覧ください。第 1 条で趣旨、第 2 条では申請書等のうち別に定めるものは特例として押印の義務付けを適用しないという規定を設けます。

次に 3 ページをご覧ください。内容は同様に、要綱で定めているものに押印の義務付けを適用しない特例を規定するものです。

4 ページ以降については、現時点で公印の押印が必要な文書の一覧であります。表の一番右の欄に、「1 許認可」「2 その他重要」「3 軽易」とありますが、今回押印を廃止するものは「3 軽易」と記された文書になります。押印見直しの方針として、押印を求めている書類のなかで、不服申し立ての教示文がある文書、市民の権利、義務に影響を及ぼす文書に限り、公印を押印することとしまして、許認可の行政処分に関する文書や法令の規定により公印の押印が義務付けられた文書、身分や資格、公費助成など一定の事実を公印により証明する文書、その他重要な文書以外の文書は、原則押印を廃止していくものであります。今回、押印を廃止するものは 78 件中 25 件であり、押印廃止の時期は 11 月 1 日を予定しております。

[質疑・意見]

なし

●鈴木教育長

本件については、原案どおり議決します。

議第 12 号 袋井市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

●袋井図書館長

本件について、改正の内容は大きく 2 つあります。1 点目は寄託についてです。寄託は市民から資料をお預かりすることですが、まず、図書館業務として必須ではないことやこれまで一度も申請が無かったこと、また、寄託資料の管理が難しいことから、今後寄託を受けないこととするため、関係する条文を削除するものです。

2 点目は様式第 3 号利用者カード交付申請書についてです。現在の図書館業務に即した内容とするために、性別や自治会名、保護者名といった項目を削除して、電話よりもメールでの連絡を好む利用者ニーズに応えるため、メールアドレスの項目を新たに追加するものであります。

施行期日は、公布の日からとします。

[質疑・意見]

なし

●鈴木教育長

本件については、原案どおり議決します。

【協議事項】

協第 10 号 袋井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

●すこやか子ども課長

本件について、資料の1ページをご覧ください。一番下に用語解説を載せていますが、「特定教育・保育施設」とは、市が施設型給付費の対象と確認する幼稚園・認定こども園・保育園のことです。「特定地域型保育事業」とは、市が地域型給付費の対象と確認する家庭的保育・小規模保育のことです。本市では家庭的保育事業をやっておりませんので、15か所の小規模保育事業所のこととなります。

1の「改正概要」であります。今回改正する内容は大きく2つあります。1つ目は、デジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者が作成、保存を行うものや保育所等と保護者との間の手続きに関するもので、これまでは書面が主でありましたが、ICT化が進んでいることから、電磁的方法による対応が可能となるよう改正するものであります。2つ目は、特定地域型保育事業、本市では小規模保育事業所ですが、小規模保育事業では連携施設を設定することが求められています。①集団保育の体験や相談・助言等、②代替保育、③卒園後の受け皿といった3つについて、連携施設の設定を求めています。今回、③卒園後の受け皿に係る連携施設の設定について、市が特定地域型保育事業卒園児を利用調整するに当たり優先的に取り扱うなど、保護者の希望に基づいて引き続き必要な教育又は保育が提供されるような措置を講じている場合に連携が不要になるよう改正するものであります。本市では、小規模から認可保育所に移るときに利用調整指数を17点加点していますので、認可保育所に入れられないという状況はほとんどない状況です。また、公立幼稚園の認定こども園化も進んでおり、受け入れ枠を順次拡大していますので、連携施設を確保しないことができると要件を緩和するものであります。

2の「改正理由」については、これら施設の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が交付、施行されていますので、これにあわせて改正するものであります。

3「施行期日」は公布の日からであります。

2ページから4ページについては、改正文の改正箇所のみ記載でわかりにくいので、5ページからの新旧対照表をご覧ください。左側が改正前の旧条例で、右側が改正後の新条例であります。5ページの第5条の2項からの下線部分ですが、こちらに電磁的記録に関するものが記載されておまして、6ページの中段ほどまで続いています。これらを新条例では、9ページから10ページの第53条へ移して詳細に記すものであります。それから7ページの第42条、特定教育・保育施設との連携について、8ページの第4項をご覧ください。特定地域型保育事業、小規模保育事業になりますが、先程、概要で申し上げた要件緩和について、改正後の条例に明記するものであります。現在、小規模保育事業所15園のうち連携施設を設定している園は6園、設定していない園は9園ですが、これから公立幼稚園の認定こども園化を進めることで受け入れ枠も拡大してきますので、連携施設の設定が無くても十分な保育の提供が可能と考えております。

[質疑・意見]

なし

協第 11 号 袋井市月見の里学遊館条例の一部改正について

協第 12 号 袋井市メロープラザ条例の一部改正について

●鈴木教育長

次に、協第 11 号及び協第 12 号について、あわせて報告をお願いします。

●生涯学習課長

本件について、1の「改正の趣旨」であります。月見の里学遊館の施設使用料について、新たに追加する備品の使用料を定め、既に貸出ししていない備品を削除するなど、所要の改正を行うものであります。

2の「改正の概要」であります。うさぎホールの備品使用料に、演奏者用椅子、ブルーレイプレーヤー、映像ケーブル、LANケーブルを追加し、OHP、スライドを削除するものです。

3ページには新旧対照表がありまして、左側が旧、右側が新となっております。備考において、「又は商業宣伝、営業その他これに類する目的で利用する場合は」という部分を加えておりますが、これらの目的で利用する場合は、うさぎホールの使用料を3倍の額でいただくということになります。この内容については、取り扱いは今までと変わっていません。旧の条例では入場料に類するものを徴収するという記述で、営業目的等で使用する場合に3倍の使用料をいただいていた状況があります。今回はその部分を詳細に記した方がよいということで改正をしております。

4ページをご覧ください。こちらは備品の料金表になりまして、改正後の条例では、演奏者用椅子などを加えて、OHPなどを削っております。

次に、メロープラザ条例の改正についてであります。こちらも内容は月見の里学遊館と同様で、メロープラザの施設使用料について、新たに追加する備品の使用料を定めるなど、所要の改正を行うものです。

2の「改正の概要」については、備品使用料にプロジェクタを追加するものでありまして、使用料の額については、他の同類施設の備品使用料などを参考に設定しております。

[質疑・意見]

なし

協第 13 号 教育委員会会議へのオンラインによる参加について

●教育企画課長

本件につきまして、1の「経過」であります。昨年度からの新型コロナウイルス感染拡大

防止の観点から、社会全体でインターネット等を活用したオンライン会議の普及が進んでおり、本市の議会においても、常任委員会等において特例としてオンラインによる出席を認めているところでもあります。また、教育委員会の会議についても、資料の3ページにあるとおり令和2年7月28日付けで文部科学省から通知があり、総合教育会議や教育委員会の会議においてオンライン会議等のシステムを活用した会議開催も可能との見解が示されております。現在において、緊急事態宣言は出されていないものの、今後も感染拡大防止には最大限の注意が求められることから、感染拡大の第6波に対する警戒も叫ばれる中、様々な状況を想定し、不測の事態下でも教育委員会の会議が開催できるよう、オンラインによる会議への参加を可能とするため、必要な規則の改正とオンライン会議システム等の環境整備をあわせて行うものであります。

2の「例規の改正」であります。教育委員会の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び袋井市教育委員会会議規則により定められており、オンラインによる参加に関連する事項について、下の枠に示したとおりの内容で取り扱うこととし、規則にその旨を規定するものであります。規定する内容は、教育長と教育委員の会議の出席については「映像及び音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通知をすることができる方法による参加も可」としており、オンライン会議を文章にするとこのような表現になります。また、職員の会議への出席もオンラインによる参加を可、さらに、採決についてもオンラインによるものを可としますが、無記名の投票による採決については、現実的に不可能でありますので不可としています。

3の「オンライン会議システム等の環境整備について」であります。市議会常任委員会等のオンライン出席はオンラインWeb会議システム「Zoom」により行うことから、教育委員会の会議の出席においても、市が保有しているZoomのアカウントを利用して会議を開催することとしたいと思っております。

4の「オンラインによる会議の傍聴について」であります。4ページの文部科学省通知をご覧ください。「会議の公開について」ということで、傍聴希望者に対してインターネットを通じた同時配信を可としているだけでなく、オンラインでない会議の場合でもインターネット配信を可としています。ただし、会議の公開はリアルタイムによる傍聴という観点から、録画を後日配信するというには慎重な判断が必要であるとなっております。既にオンライン会議を実施している自治体でもインターネット配信を行っている自治体は無いということで、本市においてオンライン会議を開催する場合も、当面は指定した場所での傍聴にしたいと考えております。

5の「近隣他市の状況」ですが、県内の市町では、このような取組を行っているところは現時点ではありませんが、県の教育委員会で、昨年度、総合教育会議をオンラインで行ったという実績があります。

本件については、オンライン会議を日常的に行うということではなく、重大な感染症の拡大防止、大規模な災害の発生により教育委員の招集が困難と判断される状況等において、必要な

会議がオンラインで行えるよう、環境を整え準備をしておくものであります。本日、この方向性を確認させていただき、委員の皆様にご了承をいただければ、12月の定例会において、会議規則の改正と運用の取扱いを提案させていただきたいと考えております。

[質疑・意見]

なし

【報告事項】

報第85号 「子育てセンターにじいろ」の施設整備の進捗状況等について

●すこやか子ども課長

本件について、1の「建設工事進捗状況について」であります。1) 工事経過をご覧ください。工事は本年3月に着工し、7月末で基礎工事が終了、9月末で鉄骨工事が終了しています。2) 現在の工事状況であります。現在、木梁工事を実施しており、10月末までに屋根の工事が終了する予定です。9月末の工事進捗率は40%となっております。3) 今後の予定については、11月末までに外壁工事が終了、その後、12月末までに内装下地工事、1月末までに内装工事が終了する予定です。これらに並行して外構工事も行われ、1月末頃に終了する予定ですので、その頃になると外観からも進捗状況が見てわかるようになると思います。そして、2月の中旬には、家具・ユニット工事が完了し、2月25日に完成引き渡しの予定です。

下に参考として、建設規模や利用定員について記載しております。1) 建設規模は、鉄骨造平屋建ての2,726㎡、園庭は約2,700㎡、駐車場は約120台の予定です。2) 利用定員は、保育部190人、幼児部90人の合計280人で、歳児別の定員は表のとおりです。3) 併設機能及び定員については、児童発達支援事業として定員10人、地域子育て支援拠点事業、いわゆる子育て支援センターですが、こちらは定員設定なしです。また、一時預かり事業として定員10人程度、病児保育事業として定員3人程度を想定しています。

参考資料として、2ページ目には建物の平面図を掲載しています。建物の左下が0～1歳児棟、右上が2～3歳児棟、右下が4～5歳児棟となっております。0～1歳児棟と4～5歳児棟の間に管理棟があり、玄関ホール、職員室、病児・病後児保育室、一時預かり保育室があります。また、その上には中庭があり、その左側に児童発達支援事業所ができる予定です。その上には厨房、遊戯室、ランチルーム、子育て支援センターができる予定です。

最後に3ページ目には、工事の工程表と進捗率を載せています。進捗率は9月末の時点で49.4%となっておりますが、実績としては40%程度であります。夏場の長雨の影響により若干遅れておりますが、現場監督から11月頃には計画の進捗率に追いつく予定と聞いております。

[質疑・意見]

なし

●生涯学習課長

本件については、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が減少し、ワクチン接種が進んでいる状況ではありますが、冬場における感染拡大のリスクや第 6 波への懸念など、収束を見込む段階には至っておりません。成人式は 20 歳を迎えた新成人が成人としての自覚と責任を考える機会となり、また、保護者だけでなく市民がこぞって祝福する機会であることから、できる限り感染リスクを減らす対策を講じた上で開催したいと考えております。

1 「主催」については、袋井市成人式実行委員会と袋井市、袋井市教育委員会の 3 者となります。

2 「日時」は、令和 4 年 1 月 9 日、10 時 30 分式典開始と予定しています。

3 「出席対象」について、対象者数は 934 人で、近年の実績では 7 割が出席とのことから、参加見込者数は 650 人と予測しています。

4 「会場」は、感染リスクを減らすため、前年度に引き続き 4 中学校区ごとの分散開催を考えております。会場は昨年度同様、周南中学校区は月見の里学遊館、袋井中学校区はさわやかアリーナ、袋井南中学校区は袋井南コミセン、浅羽中学校区はメロープラザを予定していますが、それぞれの会場の定員に対する出席見込者数の率は 50%以下となっており、こちらも感染リスクの軽減を考えた会場設定としております。

5 「テーマ」については、成人式実行委員会で決定されたものになりますが、「多様な未来へ」をテーマに設定しました。

6 「新型コロナウイルス対策」であります。 (1) 基本的な対策として、4 会場での分散開催、保護者の来場は不可、主催者及び来賓の出席は各会場 3 名、中学校時代の恩師の招待は行わないといった昨年度同様の対策を行います。 (2) 新成人への依頼として、市外在住者については、早めの帰省と抗原検査キットを配付し陰性の場合のみの参加の可、式典後の大声での交流や懇親会・同窓会等の自粛などを依頼してまいります。 (3) 特記事項としては、緊急事態宣言が発令された場合または発令が見込まれる場合は、県の警戒レベルをもとに市内の感染状況なども踏まえ総合的に判断し、開催の中止やオンラインでの開催などを検討することとします。

7 「民法改正による成年年齢引き下げ後の成人式について」であります。令和 4 年 4 月 1 日の民法改正により成年年齢が現行の 20 歳から 18 歳に引き下げられます。成人式の対象年齢については、これまでの成人式と同様 20 歳とし、引き下げ後は「はたちの集い」と名称を変更して実施していくことを、市として決定しております。県内市町では、対象年齢を 20 歳とすると決定したのが 21 市町、検討中が 7 市町という状況であります。

[質疑・意見]

なし

報第 87 号 三浦環関連事業について

●生涯学習課長

「三浦環」顕彰事業であります。1「目的」については、本市と少なからず関係のある日本が生んだ世界的オペラ歌手「三浦環」について、連続テレビ小説「エール」の放送を機に関心が高まっております。また、令和3年は三浦環没後75年の節目の年であり、この機会に三浦環を顕彰する事業を実施し、市民の文化芸術に対する興味関心を高めるとともに郷土への誇りを育むことを事業の目的とします。

2「三浦環と袋井市のつながり」であります。本市国本にある正観寺には、環の夫である三浦政太郎が眠るお墓があり、正観寺本堂にある三浦家の位牌には、政太郎の戒名の隣に環の名前が記されております。昭和7年に一度帰国した環は、正観寺にある夫・政太郎のお墓を訪れ、墓石を抱いて泣き崩れたという記録があります。また、生前の三浦環と一緒に過ごした貴重な思い出を持つ、環の従姪にあたる丸尾文子さんが市内に暮らしております。文子さんは幼少の頃、よく環の家を訪れていたということでもあります。

3「三浦環関連事業」としましては、令和2年度は、広報ふくろい9月号への特集記事の掲載、郷土資料館での企画展「三浦環と三浦政太郎」の開催などを行っております。令和3年度は、三浦環と本市のつながりを紹介するパネル展を、浅羽図書館、袋井図書館、月見の里学遊館、メロープラザで巡回実施しました。

4「三浦環を題材としたSPAC俳優による朗読とコンサート」については、12月11日にメロープラザにて開催され、1部は地元ソプラノ歌手による三浦環ゆかりの曲の披露、2部はSPAC俳優による朗読とピアノ演奏が行われます。

5「三浦環を題材とした偉人マンガの作成」については、100ページ3,000部の製作を予定しており、小学4年生から6年生までに配付し、ふるさとへの興味や愛着を深めてもらいたいと考えております。スケジュールは表のとおりで、今年度中にマンガが完成する予定です。

[質疑・意見]

なし

報第 88 号 令和3年度静岡理工科大学市民体験入学の開催結果について

●生涯学習課長

本件について、1「概要」であります。本事業は「地域に開かれた大学づくり」を目指す静岡理工科大学との共催で、平成5年に第1回を開催以来、毎年開催してきましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催を断念しました。28回目となる本年度は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言を受け、全面オンラインでの実施としました。

2「内容」であります。(1)日時は、令和3年8月28日午後1時から4時、(2)配信会場は、静岡理工科大学です。(3)講義は、全体講義として、慶應義塾大学医学部教授の伊

藤裕氏による「「幸福寿命」腸内細菌が導く幸せ人生」、選択講義として、静岡理工科大学教員による「ローテクを科学する」「情報通信の歴史から見た IT 化・DX の将来像」の講義が行われました。(4) 受講者は、申し込み時点では 174 人いましたが、オンラインによる開催となったことで最終的には 80 人となりました。

3 「参加者の詳細」については、(1) 申込者 174 人の内、前回受講者は 77 人、市内在住者は 95 人でした。(2) 受講者は 80 人で、申込者に対する受講率は 46% で、オンライン配信に変更したことで約半数に減りましたが、特に 60 歳台以上で受講しなかった人が多くいました。

4 「今後の開催」についてであります。(1) 開催方法は、大学を会場としたオープンキャンパス方式を基本に考えております。開催方法に対する受講者のアンケート結果が表にありますが、「臨場感があるためキャンパスでの講義を希望する」「中止になるよりはオンラインでの開催のほうがよい」といった意見をいただいております。(2) 今後の取組は、著名な講師による全体講義だけでなく、大学教員による講座への関心が高い様子が窺えるため、引き続き市民に関心の高い、また新たな発見のあるテーマでの選択講義の実施に努めてまいりたいと考えております。

[質疑・意見]

なし

報第 89 号 袋井市子ども・子育て会議委員の委嘱又は任命について

●すこやか子ども課長

本件について、袋井市子ども・子育て会議条例第 3 条の規定に基づき、委員を委嘱又は任命しましたので報告します。

任期は令和 3 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの 2 年間、発令日は令和 3 年 10 月 1 日であります。

一覧表のとおり、一番上の飯田智子さんから一番下の横尾美幸さんまで 12 名の方に委員をお願いしています。真ん中には選出区分、一番右側には新任、再任の別を記載しております。男性が 5 人、女性が 7 人で、女性の割合が 58% ということになります。本市の男女共同参画推進計画の中で、女性の割合を 40% 以上とするよう定めていますが、そちらの割合を大きく超えている状況であります。

次ページには、委員の職務を記載してありますので、こちらも参考にご覧ください。

[質疑・意見]

なし

報第 90 号 袋井市立幼稚園薬剤師の解嘱又は委嘱について

●すこやか子ども課長

本件について、袋井市立幼稚園管理規則第 22 条の規定に基づき、幼稚園薬剤師を解嘱又は委嘱しましたので報告します。

任期は、委嘱の日から解嘱の日までです。令和 3 年 9 月 30 日付けで緑薬局太田の松下知子氏を解嘱し、令和 3 年 10 月 1 日付けで緑薬局太田の上野信一郎氏を委嘱しています。松下氏は 10 年以上、今井幼稚園の薬剤師としてお勤めいただいておりますが、今回休職されるということで交代の連絡が薬局からあったため、解嘱と委嘱の手続きを行わせていただきました。

[質疑・意見]

なし

報第 91 号 袋井市社会教育委員の解嘱又は委嘱について

●生涯学習課長

本件について、袋井市社会教育委員条例第 1 条の規定に基づき、社会教育委員を解嘱又は委嘱しましたので報告します。

任期は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 2 年間でありますが、今回、9 月 3 日をもって、袋井地区労働者福祉協議会の鈴木和人氏を解嘱しました。こちらは、労働者福祉協議会の役職を離れられたということから、こちらも解嘱ということになりました。これに伴い、袋井市労働者福祉協議会より、安本貴史氏の推薦がありましたので、令和 3 年 9 月 4 日付けで社会教育委員として新たに委嘱をしました。

社会教育委員の職務は、社会教育法に基づく青少年や成人に対して行われる組織的な教育活動を行うこととなります。

[質疑・意見]

なし

7 その他

(1) 連絡事項

ア SHIZUOKA 理工科大学学食での学校給食メニューの提供について

イ 障がい者アート「風を創るひとたち展」の開催について

ウ 令和 4 年度当初予算編成について

(2) 次回定例会等の予定について

11 月教育委員会定例会

11 月 11 日（木）午後 1 時 30 分～ 袋井西コミュニティセンター会議室 A

(3) その他

8 閉 会

(午後 3 時 30 分閉会)

